ロシアによるウクライナ軍事侵攻の 合法性と国際社会の対応

和仁 健太郎

Wani Kentaro

[要旨]

本稿は、2022年2月24日に開始されたロシアのウクライナ軍事侵攻とそれに対する国際社会の対応について、国際法の観点から検討する。第1に、ロシアの軍事侵攻について武力行使の規制に関する国際法の観点から検討し、ロシアが援用していると考えられる武力行使正当化事由、すなわち個別的自衛権、人道的干渉および在外自国民保護のいずれによってもロシアの軍事侵攻は国際法上正当化され得ないことを明らかにする。第2に、諸国がウクライナに与えている軍事援助について、交戦国への軍事援助は、その交戦国が合法的に武力を行使する国である場合には集団的自衛権により正当化されるが、武力行使の合法・違法が国連安保理によって有権的に認定されていない状況においては、他方交戦国によって違法な武力行使または武力攻撃とみなされる可能性を排除できないことを指摘し、そのような状況において中立法が果たし得る機能について論ずる。

はじめに

本稿は、2022年2月24日に開始されたロシアのウクライナ軍事侵攻とそれに対する国際社会の対応について、国際法の観点から検討する。ロシアのウクライナ軍事侵攻については、武力紛争法(いわゆる jus in bello)の観点からの検討も必要であるが、本稿では、武力行使の規制に関する国際法(いわゆる jus ad bellum)の観点からの検討に限定する(以下1節)。また、ウクライナ軍事侵攻に対する国際社会(諸国および国際組織)の対応のうち国際法の観点からの検討が必要なものとしては、ウクライナへの軍事援助のほか、ロシアに対する経済制裁の問題があるが、後者は本特集の伊藤論文で検討されるので、本稿では前者の問題を検討する(以下2節)。

1 ロシアによるウクライナ軍事侵攻と武力行使禁止原則

(1) 問題の所在

(a) 武力行使禁止原則とその例外

国連憲章2条4項は、「国際関係にお〔ける〕(in their international relations)武力による威嚇又は武力の行使(the threat or use of force)」を禁止する(武力行使禁止原則)。「国際関係」とは「国家間の関係」という意味であり、「もっぱら1国内における武力の行使」(例えば内戦の遂行また

はその鎮圧のための武力行使)は2条4項により禁止されない(1)。国連憲章の他の条文、国連憲章の起草作業、1970年の友好関係原則宣言における武力行使禁止原則の扱いなどから、2条4項における「the use of force」とは軍事力(armed force)の行使のことであって経済的または政治的な力の行使を含まないと解されている(2)。

ロシアはウクライナ領域内に軍隊を投入し、ウクライナ領域内の人や物に対して軍事力を 行使しているから、2022年2月24日以降にロシアがウクライナで行っている軍事行動は、「国 際関係にお〔ける〕……武力の行使」に当たる。これに対するウクライナの反撃も、ロシア 軍という外国軍隊に対する軍事力の行使であるから、「国際関係にお〔ける〕……武力の行 使」に当たる。

したがって、ウクライナに対するロシアの軍事行動およびそれに対するウクライナの反撃 行為は、国連憲章または慣習国際法により認められた武力行使禁止原則の例外のいずれかに 該当しない限り、国連憲章2条4項に違反する。国連憲章が認める武力行使禁止原則の例外と しては、自衛権(51条)と、国連安保理が実施する——実行上は安保理からの授権(authorization)に基づき国連加盟国が実施する形をとっている——軍事的強制措置(42条)の2つが ある。慣習国際法により認められると主張されることのある例外として、人道的干渉(humanitarian intervention)や在外自国民保護(protection of nationals abroad)などがある。

ロシアの軍事行動は、これらの例外のいずれにも該当しなければ国連憲章2条4項の違反であり、その規模からして明らかに「武力攻撃」(国連憲章51条)にも当たるから(「武力攻撃」については以下(2)参照)、それに対するウクライナの反撃は、自衛権の行使として国際法上許されることになる。そこで、ロシアの軍事行動が武力行使禁止原則の例外のいずれかに該当しないかを検討する必要がある。まずは、ロシアが何を主張しているのかをみてみよう。

(b) ロシアの国連事務総長宛書簡およびそれに添付されたプーチン大統領演説

ロシア国連代表が国連事務総長に宛てた2022年2月24日の書簡®には、プーチン・ロシア大統領がロシア国民に向けて行った同日の演説のテキストが添付されている®。国連憲章51条では「自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない」ことになっており、2月24日の書簡は、同条に基づく報告を行ったものと理解されている®。同書簡に添付されたプーチン大統領演説は、国際司法裁判所に現在係属中の訴訟®に関してロシアが同裁判所に提出した書面にも添付されており、対ウクライナ軍事行動に関するロシアの法的立場を表明した中心的文書と考えられている®。

プーチン大統領演説のうち、対ウクライナ軍事行動の国際法上の根拠について述べた中核部分は、次のとおりである⁽⁸⁾。引用文の冒頭に出てくる「これと同じこと」とは、コーカサス地方やシリアなどからの「テロリストの侵入」からロシアを防衛するために(と主張して)ロシアがとってきた措置のことである。

これと同じことが現在起こっている。我々には、我々が今日使わざるを得ない手段〔次の段落で述べられる「特別軍事作戦」のこと〕以外に、①ロシアおよび我が国民(our people)を守る手段は残されていない。〔現在の〕この状況は、断固としてかつ直ちに行動することを我々に要求する。②ドンバス地方の〔2つの〕人民共和国は、ロシアに援助を求めた。

この点に関し、③国際連合憲章51条(第7章)に従い、私は、ロシア連邦院の承認を得て、かつ、本年2月22日に〔ロシア〕連邦議会により批准された④ドネック人民共和国およびルガンスク人民共和国との友好および相互援助条約に従い、特別軍事作戦(a special military operation)を実施することを決定した。

この〔作戦の〕目的は、⑤8年間にわたりキエフの政権による虐待とジェノサイドを受けてきた人々を保護すること(to protect people who have been subjected to abuse and genocide by the Kiev Regime)である。また、⑥この目的の達成のために、我々は、ウクライナの非軍事化および非ナチ化(the demilitarization and de-Nazification)ならびに⑦文民(ロシア連邦の国民を含む)に対する数々の残虐な犯罪を行った者の訴追を追求するつもりである。

以上の引用文から、次のことがわかる。まず、ロシアが対ウクライナ軍事行動の国際法上の根拠としているのは、基本的には国連憲章51条、すなわち自衛権である(下線部③)。自衛権には、武力攻撃の被害国が行使する個別的自衛権と、武力攻撃の被害国以外の国が武力攻撃被害国を援助して行使する集団的自衛権がある。下線部②および④からは、ロシアが集団的自衛権を援用していることがわかる。同時に、下線部①や、大統領演説の上記引用箇所以外の部分もみると(以下(2)参照)、ロシアは個別的自衛権も主張していると理解できる。さらに、下線部⑤では、ロシアの領域外にいる人々(住民)の保護が挙げられている。下線部⑤に挙げられたような重大な人権侵害——そういう事実が仮にあったとして——から人々を保護するための武力行使は、人道的干渉の問題として論じられてきた。ロシアが保護すると主張する人々のなかにはロシア国民も含まれる(下線部⑦)。在外自国民保護のための武力行使についても、その国際法上の合法性について古くから議論がある。

ロシアが援用していると考えられるこれらの武力行使正当化事由のうち、集団的自衛権は、今回のロシアの軍事行動に限って言えば、結局は、ロシアがその要請に応じて武力を行使していると主張する「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」が国際法上の国家かどうかという問題に帰着する®。集団的自衛権は、武力攻撃を受けた「国」の利益のために、その「国」の要請に応じて行使するものであり、「国」ではない集団のために行使するものではないからである。2つの「人民共和国」の国家性の問題は本特集の山田論文で論じられるので、その問題(およびそれに答えない限り論じられない集団的自衛権の問題)は本稿では検討しない。以下では、ロシアが援用していると考えられる武力行使正当化事由のうち、集団的自衛権以外のもの、すなわち、個別的自衛権(以下(2))と、住民保護のための武力行使(人道的干渉と在外自国民保護)(以下(3))について検討する。

(2) 個別的自衛権

国が自衛権を行使するためには、①「武力攻撃(an armed attack)」の発生、②必要性(necessity)と均衡性(proportionality)(自衛の措置が、武力攻撃を排除するために必要であり、かつ、武力攻撃と均衡していること)、③「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」に限ること、④直ちに安保理に報告すること、という4つの要件を満たさなければならない(10)。①、③および④は国連憲章51条に明記された要件であり、②は国連憲章51条には定められていない慣習国際法上の要件である。ロシアのウクライナ軍事侵攻につ

いては、①が問題になる。

「武力攻撃」とは、国際司法裁判所の判例によれば、「もっとも重大な形態の武力行使」である(III)。つまり、「武力攻撃」は「武力の行使」より狭い概念であり、国連憲章2条4項によって禁じられる「武力の行使」には、「武力攻撃」に至らない重大性のより低いものが含まれる。国際司法裁判所の判例は「武力攻撃」の概念をこれ以上詳しく定義していないが、「武力攻撃」に当たるものと当たらないものの例をいくつか挙げている。まず、武力攻撃に該当するものとして、「国境を越えて行われる正規軍の行動」のほか、他国に対し武力行為を行う武装集団を国が派遣する行為が含まれる(I2)。逆に、「単なる国境事件」は、「武力攻撃」に当たらない(I3)。また、「武器の供与または兵站上その他の支援の形でなされる叛徒への援助(assistance to rebels in the form of the provision of weapons or logistical or other support)」は、「武力による威嚇もしくは武力の行使と見なされること、または他国の対内的もしくは対外的事項に対する干渉に当たることがあり得る」が、「武力攻撃」には当たらない(I4)。

プーチン大統領演説のなかに「武力攻撃」という言葉は一度も出てこない。そうすると、 ロシアは何に対して自衛権を行使しているのか。プーチン大統領演説のなかには「NATOの 東方への拡大 | に言及する箇所がいくつかありい、ウクライナのNATO加盟を阻止するため に自衛権を行使していると主張しているようにみえなくもない。しかし、仮にウクライナが NATOに加盟したとしても、それだけでロシアに対する「武力攻撃」を行ったことになるは ずがない。ロシアの真意もおそらくそういうことではなく、1941年の独ソ開戦に至る経緯に 言及している箇所などをみると、近い将来ロシアに対する武力攻撃が――ウクライナ領土を 使用して――行われるはずだ、というのがロシアの主張のようである。すなわち、プーチン 大統領によれば、ソ連は1940年から41年初めにかけて、独ソ戦を回避するため文字どおり最 後の最後まであらゆることを試みたが、「大祖国戦争〔独ソ戦〕に先立ってナチス・ドイツを宥 和しようと試みたことは、我が国民に大きな犠牲を払わせた誤りだった」。「我々は、同じ誤 りをもう一度繰り返すつもりはない | い。現状を放置すれば 1941 年と同じこと——ロシアに 対する武力攻撃――が再び起こるというのがプーチン大統領の主張であるが、ウクライナが 率先して攻撃を行うという意味ではなく、米国とその同盟国がNATOを「道具」にして行っ ている「ロシア封じ込め政策」や、「NATOのインフラのこれ以上の拡大とウクライナ領土の 軍事化 | に言及していること(II) にかんがみると、ロシアに対する武力攻撃を行うのは米国を 中心とする国々であり、そのためにウクライナの領土が使用されるということだろう。なお、 ロシアに対する武力攻撃が仮に本当に行われたとして、その武力攻撃のために自国の領土を 他国に使用させる行為は、それ自体がロシアに対する武力攻撃を構成すると考えられる(18)。

このように、ロシアに対する武力攻撃はまだ発生していないが、このまま放置すれば1941年と同じようにいずれ近い将来ロシアに対する武力攻撃が行われるから、それに対する自衛の措置として今回の軍事行動を行っている、というのがロシアの主張だと考えられる(19)。それでは、ロシアのこの主張をどう評価すべきか。

武力攻撃がまだ発生していない時点での自衛のことを「先制的自衛 (anticipatory self-defence)」という。先制的自衛が国際法上許されるかどうかは、「自衛権に関するもっとも論

争的な問題」(20)とも言われる難問である。

この難問に本稿で答えを出すことはできないが、ここでは次のことを指摘できる。すなわ ち、田岡良一が指摘するように、「武力攻撃が差し迫っている (imminent) 状況における先制 的自衛の権利」(21) という先制的自衛肯定論者の表現は、「あたかも、『外国がまだわが国に対 する軍事行動を開始していなくても、ごく近い将来にこれを開始する意図をもっていると認 められる場合には、自衛権を発動してこの国に対する武力を行使してもよい』というように 解され易い」が、それは先制的自衛肯定論者の真意ではない 🖾 。先制的自衛肯定説は、外国 の意図を標準として自衛権の発動を認める説ではなく、あくまでも、外国の現実の行動を標 準として、外国が軍事行動を開始した場合には実害が生ずる前であっても、また、国境を越 える前であっても自衛権を行使してよいという説である⒀。実際、先制的自衛肯定説の代表 的論者とされる Waldock は、「単なる脅威とか潜在的な危険ではなく (not merely of threats and potential danger)、現に着手されつつある攻撃の明白な証拠がある場合には、武力攻撃が国境 を越えていなくても、武力攻撃が既に発生し始めたと言い得る」と述べているのであって、 「単なる脅威とか潜在的危険」に対する自衛権行使を明確に否定している(24)。先制的自衛を論 ずる際によく使われる「真珠湾攻撃のシナリオ」で言えば、米国は、日本軍の戦闘機がオア フ島の領空に入るまで待つ必要はなく、日本軍の戦闘機がオアフ島に向け近づきつつある段 階で、あるいはさらに、日本の艦隊(航空母艦等)が任務遂行のため真珠湾に向けて出港した 段階で自衛の措置をとってよい、というのが先制的自衛肯定説の主張である(25)。

このように、先制的自衛肯定説は、「単なる脅威とか潜在的危険」に対する自衛権行使を認める説ではない。国家実行上も、外国により具体的な軍事行動が開始されていないにもかかわらず将来の脅威を理由に国が自衛権を援用した事例において、他の諸国はそのような自衛権援用を一貫して非難してきた(例えば、イスラエルによるイランのOsiraq原子炉攻撃(1981年)に関し安保理が全会一致でこれを国際法違反と非難した例や、2002年の米国国家安全保障戦略〔U.S. National Security Strategy〕に表明されたいわゆる「ブッシュ・ドクトリン」に対する諸国の反応など)(26)。つまり、仮に先制的自衛の合法性を認めるとしても、外国による具体的な軍事行動が開始されていないのに、将来の潜在的な危険や脅威だけを理由に自衛の措置をとることは、国際法上認められていないのである。

ウクライナ軍事侵攻に関連して、ロシアは、ロシアに対して具体的な軍事行動が行われつつあること、あるいは、そうした軍事行動の計画が存在することすら証明していない。プーチン大統領が言っているのは、「特定されていない将来のどこかの時点における」「漠然とした、差し迫ってもいない脅威(a vague, non-imminent threat)」でしかなく(27)、彼の言っていることが仮にすべて本当だとしても、そのようなものに対する武力行使を自衛権の行使として正当化することは不可能である。

(3) 住民保護のための武力行使——人道的干渉および在外自国民保護

人道的干渉と在外自国民保護についてもさまざまな議論があり、本稿で詳細に検討することはできないが、ここでは次の2点を指摘する。

第1に、人道的干渉または在外自国民保護のための武力行使の合法性を認める慣習国際法

の規則を証明するのは困難であり、そのため、人道的干渉と在外自国民保護は武力行使禁止 原則の例外として認められていないと考えるのが一般的である⁽²⁸⁾。

第2に、人道的干渉または在外自国民保護のための武力行使の合法性を認める規則が仮に存在するとしても、それは何に対して「何をすること」を認める規則なのかという問題がある。在外自国民保護の場合、その合法性を肯定する人々が想定しているのは、あくまでも、生命が危険にさらされている自国民を「救出 (rescue)」するための限定的な軍事行動である(29)。これに対して、人道的干渉に関する議論は、その点が非常に曖昧である。つまり、「重大な人権侵害を止めさせる」という目的ははっきりしているが、そのために「何をすること」を認める規則(の存否)について議論しているのかがはっきりしない。ロシアは、今回の軍事行動により、「8年間にわたりキエフの政権による虐待とジェノサイドを受けてきた人々を保護する」目的のために、ウクライナの「非軍事化」および「非ナチ化」ならびに犯罪実行者の「訴追」を行うとしている(本稿17ページ参照)。「非ナチ化」というのは政権の変更を示唆するし、「訴追」は現に行われている行為の排除ではなく事後的な処罰である(30)。人道的干渉という議論がそのようなことまで認めようとする議論なのかどうかは甚だ疑問だし、もしそういう議論だとしても、その実定法性を証明することは無理だろう。

このように、人道的干渉と在外自国民保護のための武力行使は合法ではないと考えるのが一般的だし、仮に合法だとしても、ロシアが現在行っていることは、合法なものとして認められるかもしれないこと(例えば自国民の救出、現に行われている人権侵害の排除など)をはるかに超えており、到底合法的なものとは認められない。

2 ウクライナへの軍事援助の国際法的評価

ロシアによるウクライナ軍事侵攻の開始以来、多くの国がウクライナにさまざまな軍事援助を与えている。諸国がウクライナに与えている軍事援助には、武器、弾薬、軍事情報の供与などが含まれる一方、戦闘機の供与や飛行禁止区域(a no-fly zone)の設定のように、ウクライナからの再三の要請にもかかわらず諸国が頑なに拒否し続けているものもある(31)。

ウクライナへの軍事援助については、中立法(the law of neutrality)の観点からその国際法上の合法性が論じられている⁽³²⁾。中立法に関する一般的・教科書的な理解では、かつての国際法(以下、本稿で「かつて」とは、戦争が自由だった第1次大戦以前のことをいう)において、中立国(交戦国でない国)が交戦国に軍事援助を与えることは禁止されていた(「中立国の義務」の違反)と考える。この理解を前提に、ウクライナへの軍事援助が国際法違反にならない理由を考えるというのが、現在行われている議論の一般的なパターンである。

しかし、中立法に関する筆者の理解は、上記の一般的・教科書的理解と大きく異なる⁽³³⁾。 これも本稿で詳細を論ずることはできないので、要点だけを述べる。

中立の問題は、①交戦国への軍事援助の合法性(やってよいか)と、②その結果(やった場合にどうなるか)を分けて考えるとわかりやすい。かつての中立法において、交戦国への軍事援助は、それを行うことが禁止されていたのではなく(①の問題)、他方交戦国により敵として扱われ戦争に巻き込まれたくないのであれば差し控えるべきものだった(②の問題)。つま

り、戦争が自由だったかつての国際法では、他国間の戦争に参戦するのも自由であり、交戦国の一方の側に立っての参戦という形で全面的な援助すらできるのなら、参戦に至らないより限定的な援助は当然合法的に行えた(sq)。しかし、交戦国により敵として扱われず戦争の外にとどまりたい――中立を維持したい――のであれば、いずれの交戦国にも軍事援助を与えないことが求められる。一方交戦国への軍事援助は他方交戦国に対する「戦争行為 (an act of war)」とされ、他方交戦国は、敵国に軍事援助を与える国を「敵として扱い」同国に開戦してよいとされたからである。逆に、いずれの交戦国にも援助を与えない国は、戦争の外にとどまることを法的に保障された(「中立にとどまる権利(the right to remain neutral)」)。「中立にとどまる権利」の保障が中立法という制度の限目であり、いわゆる「中立国の義務」は、義務というより、「中立にとどまる権利」を享受したいのであれば満たすべき「条件」と言うべきものだった(so)。

現在の国際法において、交戦国の一方は違法に武力を行使する国であり、もう一方は自衛 権を行使して合法的に反撃する国である。交戦国への軍事援助のなかには他方交戦国に対す る武力攻撃または武力行使に該当し得るものが含まれるが ட 合法的に武力を行使する交戦 国への援助であれば、集団的自衛権の行使として合法的に行える。武力攻撃または武力行使 に当たり得るものですら合法的に行えるなら、それらに当たらない援助は当然に合法である (合法性=上記①の問題。なお、違法に武力を行使する交戦国への援助は違法行為への加担(complicity) に当たり国際法上許されない)。しかし、交戦国(例:ウクライナ) に軍事援助を与える 国は、もちろんその交戦国が合法的に武力を行使する国であるという判断の下にそうするの であるが、武力行使の合法・違法について国連安保理による有権的な決定がなされていない 状況では(ロシア・ウクライナ戦争はその状況)、その判断が他方の交戦国(例:ロシア)によっ て受け入れられる保証はなく、逆にその国から、侵略国に対する違法な援助とみなされ、自 衛権などに基づく措置をとられる可能性を排除できない(軍事援助の結果=上記②の問題)⑶。 これは、国際社会が分権的社会であり、法または事実に関する判断は第一義的にはそれぞれ の国が行う(自己解釈・自己判断)社会であることによる。このように、交戦国に軍事援助を 与えることは一定の危険を伴うのであり、この危険を避けて確実に自国の安全を確保したけ れば、いずれの交戦国にも援助を与えない立場(中立の立場)をとるのが一番安全ではある。 中立法は、この一番安全なラインを示すものとして、現在でも一定の意義を有すると考えら れる。

おわりに

現在の国際法は、国際紛争解決または国家政策の手段として軍事力を用いることを一切否認する法秩序である。他国との間に平和的手段によって解決できない紛争や問題があっても、その国に軍事的強制を加えて問題を解決することは認められていない。現在の国際法が認めるのは、国際紛争解決または国家政策の手段として軍事力を用いる国が現われた場合に、その軍事力行使(武力攻撃)を止めさせるためのもの(自衛権)に限られる。しかし、国際法がこのような法秩序になったのは1928年の不戦条約以降のことであり、それより前の時代に

は、中央集権的な立法機関と法適用機関(裁判所)が存在しない国際社会において、法の実 現または法の変更のための最後の手段として軍事力を用いること(戦争)は容認せざるを得 ないと考えられた。

この旧来の国際法と新しい国際法(不戦条約および国連憲章以降の国際法)とを比べた場合に、新しい国際法――武力行使禁止と集団安全保障を基軸とする国際秩序――に問題がない訳ではないが⁽³⁸⁾、それでもやはり旧来の国際法よりは望ましい国際秩序だろうし⁽³⁹⁾、そのようなものとして諸国家が合意して作った国際秩序である。ロシアが現在破っているのは、このような国際秩序である。ロシアは法的な説明としては自衛権を援用している(そして正当化に失敗している)が、実際にはその裏に、軍事力により実現しようとする国家政策があるようにみえるからである。その意味で、ロシアの軍事行動は厳しく非難されるべきだが、同時に、それを非難することによって我々が守ろうとしている国際秩序にもさまざまな問題があることも、忘れてはならない。

- (1) Albrecht Randelzhofer and Oliver Dörr, "Article 2 (4)," in Bruno Simma *et al.*, eds., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 3rd ed., Vol. 1, Oxford University Press, 2012, p. 214.
- (2) Ibid., pp. 208–209.
- (3) Letter dated 24 February 2022 from the Permanent Representative of the Russian Federation to the United Nations addressed to the Secretary-General, S/2022/154.
- (4) Annex to the letter dated 24 February 2022 from the Permanent Representative of the Russian Federation to the United Nations addressed to the Secretary-General: Address by the President of the Russian Federation, 24 February 2022, 0600 hours, Moscow, The Kremlin.
- (5) James A. Green, Christian Henderson, and Tom Ruys, "Russia's Attack on Ukraine and the *Jus Ad Bellum*," *Journal on the Use of Force and International Law*, Vol. 9 (2022), p. 4.
- (6) Allegations of Genocide under the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Ukraine v. Russian Federation).
- (7) 浅田正彦「ウクライナ戦争と国際法――武力行使と戦争犯罪を中心に」『ジュリスト』1575号、 2022年、107ページ。
- (8) Address by the President of the Russian Federation, *supra* note 4, p. 6.
- (9) Green, Henderson and Ruys, *supra* note 5, pp. 14–18. 仮に「ドネック人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」が国際法上の国家だとした場合には、次に、それらの国家に対してウクライナから「武力攻撃」が行われているかどうかが問題になる。
- (10) 個別的自衛権の発動要件については、Christopher Greenwood, "Self-Defence," in *Max Planck Encyclopedias of International Law* (online edition), paras. 7–34.
- (11) Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986, p. 101 (para. 191); Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Judgment, I.C.J. Reports 2003, p. 187 (para. 51).
- (12) Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua, supra note 11, p. 103 (para. 195).
- (13) Ibid.
- (14) Ibid., p. 104 (para. 195).
- (15) Address by the President of the Russian Federation, *supra* note 4, pp. 2, 3, 5.
- (16) Ibid., p. 4.
- (17) Ibid., p. 5.

- (18) 1974年の「侵略の定義に関する決議」(国連総会決議3314 [XXIX])は、「侵略行為(an act of aggression)」の具体例の一つとして、「自国の領域を他国の自由な使用に委ね、当該他国が第三国に対して侵略行為を行うためにその領域を使用するのを認める国の行為(The action of a State in allowing its territory, which it has placed at the disposal of another State, to be used by that other State for penetrating an act of aggression against a third State)」を挙げる(3条f号)。「侵略行為」と「武力攻撃」は別の概念であるが、侵略が「the most serious and dangerous form of the illegal use of force」(武力行使のうちもっとも重大な形態のもの)とされていること(同決議前文5項)、「武力攻撃」は仏語で「une agression armée」と表現される(国連憲章51条)ことなどから、「侵略行為」と「武力攻撃」は同一ではないとしても大きな違いはなく、「侵略の定義に関する決議」は「武力攻撃」概念を間接的に明らかにする意義を有する。Albrecht Randelzhofer and Georg Nolte, "Article 51," in Simma *et al.*, *supra* note 1, pp. 1407–1409. 国際司法裁判所も、同決議3条g号に基づいて「武力攻撃」概念の内容を確定したことがある(前掲注(12))。3条g号だけでなくf号に挙げられたものも「武力攻撃」に当たると考えられることについて、ibid., p. 1414.
- (19) 本文で述べたのは、ロシアによる法的正当化はこうだということであり、ロシアが軍事行動によって達成しようとしている真の目的が別にある可能性はもちろんある。
- (20) Greenwood, *supra* note 10, para. 41.
- (21) Ibid., para. 45.
- (22) 田岡良一『国際法上の自衛権』補訂版、勁草書房、1981年、219-220ページ。
- (23) 同上。
- (24) C. H. M. Waldock, "The Regulation of the Use of Force by Individual States in International Law," *Recueil des cours*, Vol. 81 (1952), pp. 497–498.
- (25) Greenwood, *supra* note 10, para. 42; 田岡・前掲注(22)、216ページ。
- (26) Tom Ruys, 'Armed Attack' and Article 51 of the UN Charter: Evolutions in Customary Law and Practice, Cambridge University Press, 2010, pp. 280–287, 305–310, 330–342.
- (27) Green, Henderson and Ruys, *supra* note 5, p. 9.
- (28) Nigel Rodley, "'Humanitarian Intervention'," in Marc Weller ed., *The Oxford Handbook of the Use of Force in International Law*, Oxford University Press, 2015, pp. 775–776; Mathias Forteau, "Rescuing Nationals Abroad," in Weller, *supra* note 28, p. 961. なお、在外自国民保護のための武力行使については、自衛権とは別カテゴリーの例外が慣習国際法上存在するという議論のほかに、自衛権によって正当化する議論もある(自衛権の保護法益に在外自国民の生命を含め、在外自国民に対する武力攻撃の場合にも自衛権を発動できるという説)。
- (29) Randelzhofer and Dörr, supra note 1, pp. 227–228.
- (30) Green, Henderson and Ruys, *supra* note 5, pp. 12, 13.
- (31) "The United States and Allies Provide Military and Intelligence Support to Ukraine," *American Journal of International Law*, Vol. 116 (2022), pp. 646–652.
- (32) E.g., Wolff Heintschel von Heinegg, "Neutrality in the War against Ukraine," Lieber Institute West Point: Articles of War (March 1, 2022) https://lieber.westpoint.edu/neutrality-in-the-war-against-ukraine/; Stefan Talmon, "The Provision of Arms to the Victim of Armed Aggression: the Case of Ukraine," *Bonn Research Papers on Public International Law*, Paper No. 20/2022 https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=4077084.
- (33) 和仁健太郎『伝統的中立制度の法的性格――戦争に巻き込まれない権利とその条件』東京大学出版会、2010年。
- (34) 実際、参戦しない国が交戦国に軍事援助を与える実行(第2次大戦期以降なら「非交戦状態(non-belligerency)」と呼ばれる実行)は、第1次大戦以前から存在した。同上、160-164、222-224ページ。

- (35) 同上、147-159ページ。要するに、交戦国のいずれも援助しない中立国に対する戦争は禁止されたということである。中立法による「中立にとどまる権利」の保障は、戦争の原則的自由を認めたかつての国際法において、戦争の自由を制限するほとんど唯一のものだった。
- (36) 例えば、他国が行う武力攻撃のために自国領域を使用させる行為が武力攻撃に当たり得ることについて、前掲注(18)。また、非国際的武力紛争に関する判断であるが、国際司法裁判所の判例によれば、交戦当事者(叛徒)に対する武器の提供が、もう一方の交戦当事者たる他国に対する武力行使に当たることがあり得る(前掲注(14))。この判例が国際的武力紛争にも妥当するか否かは定かではないが、交戦当事者への武器の提供が他方交戦当事者にとって有害であることは非国際的武力紛争の場合も国際的武力紛争の場合も変わらないから、前記の判例は国際的武力紛争の場合にも妥当するとの見解がある。Michael Schmitt, "Providing Arms and Material to Ukraine: Neutrality, Co-Belligerency, and the Use of Force," Lieber Institute West Point: Articles of War(March 7, 2022)〈https://lieber.westpoint.edu/ukraine-neutrality-co-belligerency-use-of-force/〉。
- (37) ロシアによるウクライナ軍事侵攻については、「平和のための結集(Uniting for Peace)決議」(国連総会決議377 [V])に基づき招集された国連総会の緊急特別会期において、「ロシア連邦がウクライナに対し憲章2条4項に違反して行った侵略をもっとも強い言葉で非難する」決議が賛成141、反対5、棄権35で採択された(A/RES/ES-11/1、2 March 2022)。武力行使の違法性(侵略)を認定する総会決議の法的効果(特に、「平和のための結集決議」に基づいて招集された会期で採択された決議の場合)についてはよくわからないところもあるが、一般には、総会決議は国連加盟国(例:ロシア、ベラルーシ)を法的に拘束する効力——その認定を前提にして行動することを義務付ける効力——をもたないと考えられている。例えばTalmonは、「総会は、安全保障理事会と違い、法的拘束力をもって侵略国を決定することができないが、その決議は世界世論の表明(an expression of world opinion)であると広く考えられている」と述べる。Talmon、*supra* note 32、p. 20. しかし、「世界世論の表明」であることが法的にいかなる意味をもつのかは明らかでない。
- (38) 武力行使禁止と集団安全保障を基軸とする現在の国際法に対する批判として、田岡良一『国際法 III (法律学全集57)』新版、有斐閣、1973年、1-2、132-180ページ。この問題については、西平等「国際法学における安全保障構想の系譜――動態的に把握された勢力均衡の下での法秩序」『法律時報』、86巻10号、2014年、59-65ページも参照。
- (39) 不戦条約より前の国際法を「旧世界秩序(the Old World Order)」と、不戦条約以降の国際法を「新世界秩序(the New World Order)」と呼び、新世界秩序にはさまざまな問題があるものの、旧世界秩序と比べればさまざまな点でよりよい(better)秩序だと論ずるものとして、Oona A. Hathaway and Scott J. Shapiro, *The Internationalists: How a Radical Plan to Outlaw War Remade the World*, Simon & Schuster, 2017(邦訳:オーナ・ハサウェイ、スコット・シャピーロ〔野中香方子訳〕『逆転の大戦争史』 文藝春秋、2018年)。